

感染管理室設置要項

平成29年	7月	1日	制定
平成30年	4月	11日	改訂
平成30年	6月	6日	改訂
平成30年	9月	4日	改訂
平成31年	4月	10日	改訂
令和2年	5月	13日	改訂
令和3年	5月	12日	改訂
令和4年	5月	11日	改訂
令和5年	5月	10日	改訂
令和6年	5月	8日	改訂

(目的)

第1条 この要項は、感染管理室の設置及び職員の職について定めるとともに、その分掌事務を明確にし、センター内感染対策体制の確立を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 感染対策委員会で決定された方針に基づき、組織横断的にセンター内の感染対策を担うため、センター内に感染管理室（以下「室」という。）を設置する。

(感染管理室の組織及び分掌事務等)

第3条 感染管理室は、室長、感染管理担当で構成され、下部組織に感染対策推進委員会を設置する。室長は、感染対策委員長が任命する。

2 感染管理室は以下の担当で構成する。

- (1) 常勤医師 感染症対策に3年以上の経験
- (2) 看護師 5年以上の感染管理従事経験
- (3) 薬剤師 3年以上の病院勤務経験
- (4) 臨牀検査技師 3年以上の病院勤務経験
- (5) 事務職員

3 感染管理室の所掌事務は下記の通りである。

- (1) 感染対策委員会の庶務に関すること
- (2) 感染防止対策の具体的な立案・実行・評価に関すること
- (3) 医療関連感染サーベイランスの実施・評価・フィードバックに関すること
- (4) 職員への感染防止技術の実践、教育に関すること
- (4-1) 職員を対象として、少なくとも年2回、定期的に感染対策に関する研修会を開催する。さらに訓練を年2回開催する。また、必要に応じて臨時開催すること
- (5) 感染管理室の所掌事務の討議結果及び提案は、感染対策委員会に報告し承認を得

るものとする

- (6) 感染予防のためのシステムの構築及び針刺し切創体液曝露時の予防管理に関すること
 - (7) 感染管理に関する実践、指導、相談に関すること
 - (8) ファシリティマネジメント等の管理に関すること
 - (9) 感染防止対策指針及び感染対策委員会の具体的な業務に関すること
 - (10) 感染対策のマニュアルの整備に関すること
 - (11) 抗生剤適正使用の推進と監視に関すること
 - (12) 定期的なセンター内感染対策に関するカンファレンスの開催に関すること
 - (13) センター内ラウンドの実施及び評価改善に関すること
 - (14) 感染管理に関する職員の健康管理及び衛生管理の実践に関すること
 - (15) 第三者機関：連携医療機関との締結書を取り交わし、その評価の受審並びに、職員の意識向上及び改善に関すること
 - (16) 他施設との感染対策情報交換に関すること
 - (17) 感染対策向上加算3の条件としての加算1の施設である茨城県立こども病院との年4回の連携カンファレンスを実施する
 - (18) 茨城県立こども病院との適時相談や相互の院内ラウンド、研修依頼など連携強化に努める。
- 4 室長は室の事務を掌理するとともに所属職員を指揮監督する。
- 5 感染管理担当者は、感染管理に関する十分な知識を有する者（5年以上感染管理に従事した経験を有する専任看護師）とし、室長の指示を受け、各部門の組織員と連携・協同の上、日常的に業務を行う。

(感染対策推進委員会の設置)

第4条 感染対策委員会で決定された方針に基づき、組織横断的にセンター内の感染対策を担うため、下部組織として感染対策推進委員会を設置する。

2 感染対策推進委員会は、以下に掲げる者をもって組織し、感染対策委員長が指名する。さらに、推進委員会委員長を感染対策委員長が指名する。

- (1) 療育部長（感染対策推進委員会委員長）
- (2) 各ユニット看護師（C、D、H、外来）各1名
- (3) 各ユニット生活支援員（C、D、H）各1名
- (4) 歯科衛生士 1名
- (5) リハビリテーション部職員 2名
- (6) レントゲン技師 1名
- (7) 管理栄養士 1名
- (8) 清掃員 1名
- (9) 総務課長 1名
- (10) チェリタン職員 1名
- (11) スター保育園 1名

- (12) 地域療育支援室 1名
- (13) 総務課（ランドリー職員） 1名
- (14) 医事課 1名

3 推進委員は、室長の指示により以下の業務を行う。

- (1) 各部署での感染対策の啓発
- (2) 各部署で発生した感染症事例の迅速な対応及び報告
- (3) アウトブレイクの早期発見と対策
- (4) アウトブレイク時の組織横断的支援
- (5) 感染対策マニュアルの改定・提案
- (6) その他、感染対策に関する必要事項

4 感染対策推進委員会は原則として毎月1回第2水曜日に開催する。ただし、必要に応じ臨時の班会議を開催できるものとする。

付 則	この要項は、平成29年	7月	1日	より	施行する。
付 則	この要項は、平成30年	6月	6日	より	施行する。
付 則	この要項は、平成30年	9月	4日	より	施行する。
付 則	この要項は、平成31年	4月	10日	より	施行する。
付 則	この要項は、令和 2年	5月	13日	より	施行する。
付 則	この要項は、令和 3年	5月	12日	より	施行する。
付 則	この要項は、令和 4年	5月	11日	より	施行する。
付 則	この要項は、令和 5年	5月	10日	より	施行する。
付 則	この要項は、令和 6年	5月	8日	より	施行する。